

控訴手続きを開始しました。

東京高等裁判所へ新たな闘いの場を移します。

私の住む寺の銀杏の大木にミツバチが営巣し6月初旬には大規模な分蜂があります。分蜂は手狭になった巣に新女王蜂と半数の働き蜂を残し、古い女王蜂が残り半数の働き蜂(数千~数万匹)を連れ新しい巣を求め移動します。女王蜂の寿命は約2年働き蜂の寿命は1ヶ月程度で内勤(巣作り育児)・門番・外勤(蜜集め)と仕事に変化。新しい命を育むため整然と役割を果たす。人間以外の生物は生存や繁殖のため本能で生き、つながりあい支え合い生態系を構築します。

生態系を破壊する要因は、欲望に満ちた私達人間です。人間は本能を忘れ、欲望のまま資源を過剰消費し、止めどなく作り‘アッ’という間に捨てていく。森林破壊・水質汚濁・海洋汚染・大気汚染・地球温暖化という限りない破壊を続け、今だけ良ければと欺瞞に満ちた虚構世界を創り出し勝手な都合を述べ生きる。欲望と屁理屈の虚構の現実世界はどこへ向かうのか。これからを生きる子供達がなぜその“ツケ”を払わなければならないのか。新しい命のため短い時を懸命に生きるミツバチに‘今だけ自分だけ’と生きる私達人間はどんな風に見えるのか。

千葉地方裁判所に提訴し私達が全力で闘った行政訴訟は、被告千葉県の主張を全面的に肯定した不当判決になりました。ふるさとの水を守る会は、この第一審の判決を不服として東京高等裁判所に判決の取り消しや変更を求める控訴手続きを開始しました。今後は第一審行政訴訟の原告のうちご事情のある方々を取り下げ、原告団を再結成して東京高裁へと闘いの場を移します。12人の弁護団と原告団の皆様・原告以外で様々ご支援を頂いている皆様、ふるさとの水を守る会の皆様の大切な想いをひとつにして、これまでの“ツケ”を必ず清算していきます。これからを生きる子供達に誇れる清らかなふるさとを守りたいと強く思います。

感謝

(ふるさとの水を守る会 共同代表 金森春光)

【これまでの経緯】

◇平成24年の第Ⅰ期処分場漏えい事故

新井総合施設株式会社 産業廃棄物管理型最終処分場「君津環境整備センター」第Ⅰ期処分場は、平成24年高濃度の塩化物イオンが場外モニタリング井戸で検出され保有水漏えい事故が発生。千葉県勧告により廃棄物の搬入が停止され、現在も搬入停止中の異常な状態。

◇新井総合施設株式会社管理型最終処分場「君津環境整備センター」の増設許可の経緯

第Ⅰ期処分場運営開始 平成13年3月産業廃棄物処理施設設置許可を取得、平成16年4月君津市で管理型最終処分場「君津環境整備センター」第Ⅰ期処分場を運営開始。

第Ⅱ期埋立地増設 平成 22 年 3 月増設変更許可取得、平成 25 年 1 月第Ⅱ期埋立地運用開始

第Ⅲ期埋立地申請 平成 28 年 12 月 7 日、埋立面積を 17 万 1240 m²、埋立容量を 420 万 9640 m³に増設する変更許可申請。

変更許可の決定 千葉県は平成 30 年 8 月 6 日変更許可申請許可。令和 2 年 2 月 4 日第Ⅲ-1 期埋立地運用開始、令和 4 年 12 月 21 日第Ⅲ-2 期埋立地運用開始。

平成 31 年（行ウ） 第 8 号 産業廃棄物処理施設変更許可処分取消請求事件 千葉地裁

管理型最終処分場「君津環境整備センター」変更許可申請(第Ⅲ期増設)に対し、平成 30 年 8 月被告(千葉県)が出した変更許可(第Ⅲ期増設)は基準省令不適合で違法とし、許可の取消しを求め原告(私達 139 名)で平成 31 年 1 月 31 日千葉地方裁判所に提訴しました。

令和 7 年 6 月 27 日千葉地裁岡山忠広裁判長から上記行政訴訟の判決が言い渡されました。

◇裁判所判決 裁判所の判決は、原告の一部について原告適格を欠くと訴えを却下、他の原告は本件変更許可処分に取消されるべき違法性はないとその訴えを棄却しました。

～千葉地方裁判所での行政訴訟の争点～

ふるさとの水を守る会 共同代表 金森春光

【第 1 期処分場保有水漏えい事故の原因（平成 24 年）】

◇原告 私達 漏えい事故は遮水工破損による保有水の漏えいが原因と主張。

地下水集水ピットで有機フッ素化合物や高濃度塩化物イオンを検出し保有水漏えいは明らか。地下水集水設備は遮水工破損監視の役割、地下水集水設備の保有水漏えいは遮水工破損を示唆。保有水水位は 10 年以上低下せず遮水工破損による地下水逆流が要因。

◇被告千葉県 事故原因は不透水層形成や排水機能低下で保有水が土堰堤法尻やガス抜き管から浸出。漏水検知システムは正常で遮水工破損はない。ボーリング調査で不透水層形成を確認、土堰堤法尻土嚢の電気伝導率が高く、モニタリング井戸の塩化物イオン濃度は漸減傾向地下水集水ピットで検出された高濃度塩化物イオンは浸出水ではなく暗渠配水管からの流入水。

◇裁判所判決 漏えい事故は不透水層形成や排水機能低下で保有水が土堰堤法尻やガス抜き管から浸出。漏水検知システムは正常、地下水集水ピット観測データも遮水工破損を示す証拠は無いと被告主張を全面的に肯定した。

【争点1 原告適格】

◇原告 私達 周辺居住の原告(私達)は、井戸水を飲用や生活用水利用・地下水利用の酒造業・河川水利用の農業従事者・公営水道利用者等で、取水源が汚染されれば職業的悪影響・健康被害・生活環境に大きな影響を受けるため原告適格を有すると主張した。

◇裁判所判決 原告52名は原告適格を欠くと却下、その他の原告87名は直接的な健康や生活環境への著しい被害を受けるおそれはないと棄却されました。

【争点2 第Ⅰ期処分場・第Ⅲ期処分場の遮水工の基準適合性】

◇原告 私達 第Ⅰ期埋立地の遮水工は破損しており基準省令に不適合。
第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ期は同様の遮水シートで同様事故が発生する蓋然性がある。

◇被告千葉県 ベントナイト改良層や二重遮水シート設置を挙げ遮水工は基準省令に適合。

◇裁判所判決 第Ⅲ期埋立地における遮水工は基準省令の各要件に適合するものであるから、技術的基準に適合しないのに許可された違法な処分である旨の原告らの主張は理由がない。

【争点3 土堰堤の遮水工の基準適合性】

～土堰堤の底面には遮水工が必要か、否かが争点～

◇原告 私達 第Ⅰ期埋立地は、土堰堤底面に遮水工がなかったため保有水が浸出。
土堰堤は埋立地の一部を構成、基準省令は公共用水域及び地下水への浸出液による汚染防止措置を規定。土堰堤の底部を含めた遮水工が必要と主張。また第Ⅲ期埋立地は土堰堤内側法面及び底面に二重の遮水シートを敷設。しかし千葉県は本件変更許可で土堰堤遮水工の基準省令適合性そのものの審査をしていないため違法であると主張。

◇裁判所判決 土堰堤には基準省令に規定する遮水工を設けることは要求されていないから、これがあることを前提として、本件変更許可処分について、土堰堤の遮水工の審査を欠いてされた違法があるとする原告の主張は理由がない。

【争点4 保有水等集排水設備の基準適合性】

～保有水の速やかな集排水ができるかが争点～

◇原告 私達 第Ⅰ期埋立地は大量の保有水が滞留し、保有水等集排水設備が機能不全。
「保有水を有効に集め速やかに排出できる」と規定する基準省令に不適合。
同構造の第Ⅲ期埋立地も不透水層形成の可能性が高い

◇裁判所判決 保有水等集排水設備は、基準省令に適合するもので、技術的基準に適合していないのに許可された違法な処分である旨の原告の主張は理由がない

【争点5 調整池の基準適合性】

～保有水の適切な処理に十分な調整池容量か否かが争点～

◇原告 私達
◇被告千葉県
◇裁判所判決

調整池の容量が不足しているとし、具体的な降雨量に基づく計算を行った。
調整池の容量は基準省令に適合していると反論。
調整池は、基準省令に適合するものであるから、技術的基準に適合していないのに許可された違法な処分である旨の原告の主張は理由がない。

【争点6 浸出液処理設備の基準適合性】

～浸出液処理設備が基準省令に適合しているかが争点～

◇原告 私達
◇被告千葉県
◇裁判所判決

第Ⅰ期処分場は大量の保有水が滞留。浸出水処理施設は埋立処分終了を前提に設計されている。現状では廃棄物の無害化は阻害され、安定化まで今後永続的に保有水浄化のため浸出水処理を続けなければならないが、それは不可能と主張。
千葉県は、浸出液処理設備は基準省令に適合していると反論。
浸出液処理設備は、基準省令に適合するものであるから、技術的基準に適合していないのに許可された違法な処分である旨の原告の主張は理由がない。

【争点7 経理的基礎の有無】 ～経理的基礎が存在するかどうか争点～

◇原告 私達
◇被告千葉県
◇裁判所判決

資金調達が全額借入、融資実行が確実でないと主張。第Ⅰ期処分場の改善維持管理費用が計上されておらず経理的基礎に係わる資料が不備。
千葉県は、経理的基礎が存在すると反論。
経理的基礎に関する書類に許可事務通知等に反した記載の欠映や書類の不備はない、経理的基礎を欠く旨の原告の主張は理由がなく、処分行政庁が第Ⅰ期埋立地の保有水位を下げるための抜本的対策費用を経理的基礎に含めて判断しなかったことについて誤りがあるとはいえない、施行規則に適合しない違法な処分である旨の原告の主張は理由がない。

【争点8 不正等のおそれの有無】 ～新井総合の不正行為の可能性が争点～

◇原告 私達
◇被告千葉県
◇裁判所判決

新井総合は過去に自己判断で浸出水を場内貯留今後も不正の可能性はある。
千葉県は、新井総合が法令に従って適切に運営していると反論。
「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある」者（廃棄物処理法）に該当しない、該当するのに許可された違法な処分である旨の原告の主張は理由がない。